

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年6月10日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象業務

業務名 (発注課)	令和7年度(繰越)農村地域防災減災事業 ため池（山梨大池・7号）地震耐性評価業務（経済部 耕地林務課）
業務場所	佐久市桑山492-1,2,3、516（八幡区）
業務概要	ため池地震耐性評価業務 各1箇所 ・測量業務 : 山梨大池 路線測量 L=0.048km 山梨7号 路線測量 L=0.046km ・地質・土質調査業務 : 山梨大池 ボーリング調査 h=7.8mほか 山梨7号 ボーリング調査 h=10.0mほか ・調査・解析業務 : 地質・土質調査解析 各1業務 ・設計業務 : 実施設計、堤体設計 各1箇所
履行期間	契約締結日から令和9年2月26日まで
備考	・入札書及び見積書の様式は、市ホームページの入札・契約関係様式に掲載している「1-1 入札書・見積書」を使用すること。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿において、地質調査かつ建設コンサルタント（地質）又は（土質及び基礎）の登録があり、市内に本店・支店等の登録があること。
- (4) 国又は、地方公共団体が発注する業務で、業務内容として農業用ため池の地震耐性評価を行ったことがあること。
- (5) 仕様書に記載の技術者（有資格者）の配置ができること。技術者（有資格者）は、入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があり、かつ国又は地方公共団体が発注する業務で、業務内容として地震耐性評価を行う技術者（有資格者）として配置された経験があること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市経済部耕地林務課（本庁4階）

入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 「入札資格要件(4)」に示す履行実績を証する書類1部とする。 「入札資格要件(5)」に示す履行実績を証する書類1部とする。 佐久市経済部耕地林務課(本庁4階)へ郵送(当日消印有効)または持参により提出のこと。
設計図書等の入手	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	<ul style="list-style-type: none"> 金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	<ul style="list-style-type: none"> 質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 佐久市経済部耕地林務課へ郵送(当日消印有効)または持参により提出のこと。
質問回答の期日・方法	令和8年6月15日(月)以降	<ul style="list-style-type: none"> 発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年6月23日(火) 午後2時から(郵送不可)	<ul style="list-style-type: none"> 佐久市役所 3階 302会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話の方法により連絡する。 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認書等提出について(落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」1部、「技術者配置届」(資格証の写し、雇用関係を証する書類、経歴書)1部とする。落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参にて提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 <p>提出場所: 佐久市 経済部耕地林務課(本庁4階)</p>
入札結果の公表		<ul style="list-style-type: none"> 佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> 免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> 契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用なし
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規定（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）の入札心得を熟読の上、参加のこと。

6 担当部課（問い合わせ先）

<p>公告及び業務の内容</p>	<p>佐久市 経済部耕地林務課（佐久市中込 3056） TEL：0267-62-3247（直通）（内線）287 FAX：0267-62-2269 Eメール：kotirinmu@city.saku.nagano.jp</p>
------------------	--

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 3 号線ほか 管路工事 (環境部 下水道課)
工 事 場 所	佐久市 常和 字 横町
工 事 概 要	支線管路施設工 開削工 PRPφ 2 0 0 mm L = 4 2 0 . 4 m
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 2 順位とする。）。 <<対象工事>> ①令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 5 号線 管路工事 （佐久市 平賀 字 砂田） ②令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 3 号線ほか 管路工事 （佐久市 常和 字 横町）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付が A 級のものであること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 6 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。
設計図書等の入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(環境部 下水道課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」* 契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>失格基準価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 汚水 中込分区 450-5号線 管路工事	佐久市 平賀 字 砂田
第2順位	令和8年度 汚水 中込分区 450-3号線 ほか 管路工事	佐久市 常和 字 横町

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市環境部下水道課 （佐久市中込 1335 佐久市下水道管理センター内） TEL. 0267-63-0101（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 5 号線 管路工事 (環境部 下水道課)
工 事 場 所	佐久市 平賀 字 砂田
工 事 概 要	支線管路施設工 開削工 PRPφ 2 0 0 mm L = 2 9 1 . 4 m
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・ 一抜け方式を適用する（本工事を第 1 順位とする。）。 <<対象工事>> ①令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 5 号線 管路工事 （佐久市 平賀 字 砂田） ②令和 8 年度 汚水 中込分区 4 5 0 - 3 号線ほか 管路工事 （佐久市 常和 字 横町）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・ 土木一式工事の登録があり、その等級格付が A 級のものであること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・ 土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 6 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・ 本店が佐久市内にあること。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。
設計図書等の入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・発注課(環境部 下水道課)へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」* 契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>失格基準価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 汚水 中込分区 450-5号線 管路工事	佐久市 平賀 字 砂田
第2順位	令和8年度 汚水 中込分区 450-3号線 ほか 管路工事	佐久市 常和 字 横町

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市環境部下水道課 （佐久市中込 1335 佐久市下水道管理センター内） TEL. 0267-63-0101（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 汚水中込分区 滑津川伏越管路ゲート更新工事 (環境部 下水道課)
工 事 場 所	佐久市 中込
工 事 概 要	機械設備更新工事 鋳鉄製スライドゲート（4 5 0 × 4 5 0） 1 式
工 期	契約日から令和 8 年 12 月 25 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・管工事の登録があり、その等級格付が B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ、有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(環境部 下水道課)へ持参又は電子入札 システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」* 契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとす。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年告示第97号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市環境部下水道課 （佐久市中込 1335 佐久市下水道管理センター内）	TEL. 0267-63-0101（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象修繕

修 繕 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの ナースコール修繕 (福祉部 高齢者福祉課)
修 繕 箇 所	佐久市根岸 1 1 3 番地 1
修 繕 概 要	シルバーランドきしのナースコール修繕一式 既設機器撤去及び新設 1 2 ユニット、管理諸室等
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 1 月 28 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の の入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(福祉部 高齢者福祉課)へ持参又は電子 入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとす。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
修 繕 の 内 容	佐久市福祉部高齢者福祉課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3154（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの L E D 照明改修工事 (福祉部 高齢者福祉課)
工 事 場 所	佐久市根岸 1 1 3 番地 1
工 事 概 要	シルバーランドきしの L E D 照明改修工事一式 既設照明機器 L E D 化 1 2 ユニット、管理諸室、共用部等
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 6 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の の入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(福祉部 高齢者福祉課)へ持参又は電子 入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月22日(月)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月26日(金) 午前8時30分から 令和8年6月30日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年7月2日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年7月2日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 3階 302会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年告示第97号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部高齢者福祉課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3154（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 岩村田保育園ほか 2 園照明器具 L E D 化工事 (福祉部 こども政策課)
工 事 場 所	佐久市岩村田 5 0 8 8 ほか 2 園
工 事 概 要	照明器具 L E D 化工事一式 岩村田保育園 保育室 1 0 室、事務室、調理室ほか 平根保育園 保育室 7 室、事務室、調理室ほか 東保育園 保育室 8 室、事務室、調理室ほか
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の 入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(福祉部 子育て政策課)へ持参又は電子 入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」* 契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとす。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年告示第97号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3149（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 中佐都保育園ほか 2 園照明器具 L E D 化工事 （ 福祉部 こども政策課 ）
工 事 場 所	佐久市塚原 7 8 7 - 1 ほか 2 園
工 事 概 要	照明器具 L E D 化工事一式 中佐都保育園 保育室 8 室、事務室、調理室ほか 高瀬保育園 保育室 8 室、事務室、調理室ほか あさしな保育園 保育室 1 0 室、事務室、調理室ほか
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 6 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁4階)
入札参加申請受付	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は電子入札システムが 稼働している時間まで)	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」とする。
設計図書等の の入札	令和8年6月10日(水)から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月16日(火)まで (午前8時30分から 午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードす ること(質問内容がわかるように具体的に記載す ること)。 ・発注課(福祉部 子育て政策課)へ持参又は電子 入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年6月18日(木)以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 午前8時30分から 令和8年6月23日(火) 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年6月25日(木) 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年6月25日(木) 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 	

<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」* 契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとす。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとす。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）
<p>入札結果の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

<p>入札事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 ・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
<p>低入札価格調査制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>最低制限価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年告示第97号）による。
<p>入札保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
<p>契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
<p>前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
<p>中間前払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
<p>部分払金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市財務規則第138条の規定による。
<p>債務負担行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用なし
<p>入札の無効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部こども政策課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3149（直通）

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市立保育所エアコンクリーニング業務（市北部地区） （福祉部 こども政策課）
業 務 場 所	佐久岩村田 5088 岩村田保育園ほか 6 園
業 務 概 要	エアコン室内機及び室外機の清掃
履 行 期 間	契約日から令和 8 年 9 月 18 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿の種別・営業品目「その他の業務」の「清掃（許認可なし）」の区分に登録があり、かつ市内に本店を有していること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和 8 年 6 月 10 日（水）から 入 札 日 まで	・市ホームページへの掲載、佐久市福祉部こども政策課（本庁舎 2 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 6 月 10 日（水）から 令和 8 年 6 月 17 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類 ① 「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部 ② 「誓約書」1 部 ・佐久市福祉部こども政策課へ持参により提出のこと。（郵送不可）

設計図書等 の 入 手	令和8年6月10日(水)から 入 札 日 ま で	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年6月11日(木)から 令和8年6月15日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・佐久市こども政策課へメールにより提出すること。
回 答 の 期 間	令和8年6月16日(火)以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年6月19日(金) 午前9時00分から(郵送不可)	・佐久市役所 南棟2階ラウンジ
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求められることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。 	
入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 (提出場所)佐久市 福祉部こども政策課(本庁舎2階) ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 	
入札結果の公表	・佐久市契約課において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある)。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、すべての応札人は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
------------------	--

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する)
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用なし
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規定(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

公告及び業務の内容	〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市 福祉部 こども政策課 (TEL) 0267-62-3149 (FAX) 0267-62-2172 (E-MAIL) kosodate@city.saku.nagano.jp
-----------	---